

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和 8 年 7 月 3 1 日
北陸地方整備局 富山河川国道事務所長
中谷 洋明

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

令和 8 年度小矢部工区除雪作業（以下、「本作業」という。）は、北陸地方整備局富山河川国道事務所が管理する一般国道 8 号の富山県高岡市四屋地先から石川県津幡町九折地先間ならびに、富山県高岡市福岡町木舟地先から富山県小矢部市芹川地先間における除雪作業を行うものであり、入札及び契約手続きに関しては参加者の有無を確認する公募手続きを試行するものである。

本作業は除雪を行う区間の地理的条件及び冬期における気象、各種道路構造物の状況を熟知したうえで作業を行うことが必要であり、また、突発的に発生する降雪に対し発注者の出動指示から作業開始まで短時間に作業体制を構築し、かつ 24 時間体制で対応を求めるものである。

よって、本作業は、上記条件を満たす過年度の当該工区における受注者（以下、特定法人等という。）を契約の相手方として契約手続きを行う予定としている。

本公示は、特定法人等以外の者で以下の応募要件を満たし、本作業の契約を希望する者の有無を確認することを目的として、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、本作業の契約を希望する者は、特定法人等も含め参加意思確認書により応募するものとする。

応募の結果、応募要件を満たすと認められる者が 1 者の場合にあっては、当該者との契約手続に移行する。

また、応募要件を満たすと認められる者が複数者いる場合にあっては、一般競争入札（総合評価落札方式）にて調達を実施する予定である。

また、必要により参加意思確認書の内容を確認するためヒアリングを実施する場合がある。

2 作業概要

(1) 作業名 令和 8 年度小矢部工区除雪作業

(2) 作業場所 富山県高岡市四屋地先から石川県津幡町九折地先
富山県高岡市福岡町木舟地先から富山県小矢部市芹川地先
なお、作業範囲は別図を参照のこと。

(3) 作業内容 本作業は、一般国道 8 号の富山県高岡市四屋地先から石川県津幡町九折地先間ならびに、富山県高岡市福岡町木舟地先から富山県小矢部市芹川地先間 計 22.8km における除雪・排雪・凍結防止剤散布作業及び情報連絡等を適時、適切に実施し、冬期道路交通を確保するものである。
除雪工

一般除雪工	1 式
拡幅除雪工	1 式
運搬除雪工	1 式
凍結防止工	1 式
歩道除雪工	1 式
情報連絡	1 式

なお、詳細は別添資料「作業説明書」参照のこと。

- (4) 作業期間 全体作業期間：契約締結日の翌日から令和 9 年 4 月 2 3 日（金）まで
 （余裕期間：契約締結日の翌日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日（土）まで）
 （実作業期間：令和 8 年 1 1 月 1 日（日）（作業の始期）から令和 9 年 4 月 2 3 日（金）まで）

3 応募要件

参加意思確認書の提出書に付す応募要件は次のとおりとする。

I. 基本的要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和 7・8 年度一般競争参加資格者で維持修繕工事の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 建設業の許可を受けた者で、富山県内に「土木工事業」又は「舗装工事業」を有する本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記(3)の要件を満たしていること。

II. 実績に関する要件

- (1) 平成 23 年度以降に元請として完成した除雪作業（工事）で、下記1)の要件を満たす作業（工事）の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあつては構成員のうち 1 社がこの施工実績を有していればよい。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の作業（工事）に係るものにあつては、評定点が 65 点未満のものを除く。
 - 1) 北陸地方整備局管内の高速自動車国道・一般国道・県道において、除雪トラック、除雪グレーダ及び凍結防止剤散布車を同一作業（工事）で使用した作業（工事）であること。
- (2) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が 20%以上

のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種作業（工事）の実績として認める。

- (3) 単体の実績をもって経常建設共同企業体で応募する場合は、出資比率が20%以上のものに限る。

Ⅲ. 配置予定技術者に関する要件

- (1) 次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本作業に配置できること。

また、本作業は、余裕期間を設定した作業であり、契約締結日の翌日から作業の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、作業の始期以降に配置できること。

- 1) 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- 2) 平成23年度以降に、元請として完成した上記Ⅱ. (1)に掲げる要件を満たす作業（工事）の施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記Ⅱ. (1)に掲げる要件を満たす作業（工事）の施工経験を有していればよい。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）所掌の作業（工事）に係る経験である場合にあつては、評定点が65点未満のものを除く。

- 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 4) 前記1)の資格及び2)の施工経験を有する専任指導者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は下記(a) (b) (c)のいずれかの施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が下記(a) (b) (c)に掲げる施工経験のいずれかの要件を満たしていればよい。

(a) 前記2)の要件を満たす者。

(b) 令和3年度以降に、国土交通省北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）所掌の作業（工事）の主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者としての施工経験があること（配置予定の主任（監理）技術者の代要件）。ただし、契約工期（技術者の配置が不要な期間を除き、土曜日、日曜日、その他休日を含む。）の1/2以上に従事していること。また、当該施工経験の作業（工事）の評定点が65点未満のものを除く。

(c) 令和3年度以降に、富山県所掌の作業（工事）の主任（監理）技術者としての施工経験があること。ただし、契約工期（技術者の配置が不要な期間を除く。）全てに従事していること。

- 5) 本作業は、建設業法第26条第3項第2号の場合の監理技術者（以下「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置は認めない。

Ⅳ. 技術力に関する要件

気象状況などにより、交通障害の発生の恐れがある場合には、夜間及び土日祝祭日でも

作業の指示を行うため、必要とする機材・人員の確保ができる体制を構築できる者であること。

V. その他

- (1) 参加意思確認書の提出期限から見積合わせ（開札）までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 参加意思確認書を提出しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記4(3)の参加意思確認書の提出期限日までの期間が1年を経過していること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。）。
- (5) 作業説明書の交付を直接受けた者であること。

4 応募手続等

(1) 担当部局

〒930-8537 富山県富山市奥田新町2番1号

北陸地方整備局 富山河川国道事務所 経理課 契約係
電話 076-443-4704（経理課直通）

(2) 作業説明書等の交付期間

作業説明書等（文書類、数量総括表、図面、申請様式等）の交付を希望する場合は、下記1)に電話又は電子メールにより申し込むこと。ただし、電子メールによる場合は必ず電話による着信確認を行うこと。

1) 交付場所：

〒930-8537 富山県富山市奥田新町2番1号

北陸地方整備局 富山河川国道事務所 経理課 契約係
電話 076-443-4704（経理課直通）

電子メール toyama-koujikeiyaku@hrr.mlit.go.jp

2) 交付期間：令和8年7月31日（金）から令和8年8月24日（月）での土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

3) 交付方法：上記2)の期間内に必着で、切手を貼付した返信用封筒及びCD等を同封し、上記1)へ郵送又は託送すること。CD等に複製したものを折り返し託送する（窓口交付は行わない。）。

(3) 参加意思確認書の作成及び提出方法

参加意思確認書は、作業説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、次の受付期間内に必着で、受付場所に1部郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出するものとする。ただし、電子メールによる場合は必ず電話による着信確認を行うこと。

受付期間：令和8年7月31日（金）から令和8年8月25日（火）までの土曜日、日

曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

受付場所：〒930-8537 富山県富山市奥田新町2番1号

北陸地方整備局 富山河川国道事務所 経理課 契約係

電話 076-443-4704（経理課直通）

電子メール toyama-koujikeiyaku@hrr.mlit.go.jp

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 配置予定技術者の確認

見積（落札者）決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者、監理技術者、専任指導者等の専任性及び要件違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(4) 詳細は作業説明書による。

以上